

業績目標 1-4-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

上記目標の概要	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。</p> <p>また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-4-1-1 : 有効な資料情報の収集 業1-4-1-2 : 的確な調査事務の運営 業1-4-1-3 : 社会・経済状況に対応した調査への取組 業1-4-1-4 : 悪質な脱税者に対する査察調査の実施</p>		
業績目標1-4-1についての評価結果			
業績目標についての評定		A 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>		
業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>適正申告の実現に向けて、有効な資料情報の収集に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者を的確に把握し、調査・行政指導により是正を図ってきました。</p> <p>限られた人的資源等をバランスよく配分する観点から、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせるほか、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p> <p>また、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、税務に関するコーポレートガバナンス(用語集参照)の充実が重要であることから、その充実に向けた取組を推進しました。</p>		
施策	業1-4-1-1 : 有効な資料情報の収集		
測定指標(定性的な指標)	[主要]業1-4-1-1-B-1 : 有効な資料情報の収集		
	目標	<p>法定資料(用語集参照)の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変化に伴う新たな資産運用手法や取引形態等に着目し、活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>法定資料については、提出義務者に対して、提出期限及び提出方法等の広報活動を行うとともに、未提出者に対して、提出義務の説明及び早期提出の指導を行ったほか、必要に応じて法定監査を実施するなど、適正な提出の確保を図りました。</p> <p>また、法定資料のe-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務(電子的提出義務)の適正な履行を確保するため、新たに義務化の対象になると見込まれる提出義務者への事前の制度の周知・広報のほか、新たに対象になったものの適正に提出義務を履行していない者への指導等を実施しました。</p> <p>法定資料以外の資料情報(用語集参照)については、新たな資産運用手法や取引形態等に関する資料情報、インターネット取引をはじめとした電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動(用語集参照)に関する資料情報などを収集するとともに、収集した資料を調査・行政指導に的確に活用しました。</p> <p>このように、法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の積極的な収集に取り組み、調査・行政指導において活用したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、新たな資産運用手法や取引形態等に関する資料情報、インターネット取引をはじめとした電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する資料情報などの積極的な収集及び効果的・効率的な活用について、更に充実させてまいります。</p>	○
	施策についての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、社会、経済状況の変化に伴う新たな取引形態や資産運用手法の把握に今後も継続的に取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業1-4-1-1に係る参考情報

参考指標 1：資料情報の収集枚数

(単位：千枚)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
法定資料	342,866	369,755	434,863	466,057	N.A.
上記以外の資料	164,506	108,752	271,218	322,604	N.A.
合計	507,372	478,507	706,081	788,661	N.A.

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和4事務年度の数值は、令和5年11月頃に確定するため、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

参考指標 2：法定監査の実施状況

(単位：件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度
不動産の使用料等	906	1,609	2,128
不動産の譲受けの対価	751	1,589	2,160
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	424	1,062	1,537
報酬、料金、契約金及び賞金	1,012	1,791	2,249
給与所得の源泉所得票	982	1,710	2,222
計	4,075	7,761	10,296

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和4年度は暫定値です。

施策	業1-4-1-2：的確な調査事務の運営						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-4-1-2-A-1：調査関係事務の割合						(単位：%)
	事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	60	65	65	65	65	△
	実績値	64.6	58.1	55.9	59.9	64.5	
	<p>(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調</p> <p>(注1) 数値は、賦課事務(調査課分を除く。)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。</p> <p>(注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、65%としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、各種事務の見直しや内部事務のセンター化等の施策などにより、調査関係事務量を可能な限り確保しました。</p> <p>調査事務運営に当たっては、申告実績や資料情報等の各種データや事業実態等の分析等により、大口・悪質な納税者を的確に選定した上で、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しました。</p> <p>また、その他の納税者に対しては文書・電話等による簡易な接触により幅広く接触するなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p> <p>こうした取組により、実地調査件数や追徴税額総額は前年より増加しました。</p>						

一方で、調査関係事務の割合については、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を大きく下回っていました。令和4事務年度の実地調査においては、感染症による制限を実施しなかったものの、令和4年分の所得税等の確定申告においては、感染症対策の一環として、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図るため、確定申告期間よりも前から申告相談を受け付ける取組を実施し、その期間の調査事務量が十分に確保できなかったことなどから、同割合は64.5%となりました。

結果的に目標値を下回ったものの、平成30事務年度（過去最高値）の水準まで回復しており、実績値と目標値との差が1パーセント以下であったことから、達成度は「△」としました。

今後も、各種事務の見直しや内部事務のセンター化等の施策を実施していくことにより調査事務量を確保し、更なる効果的・効率的な調査事務運営の実施を目指します。

[主要]業1-4-1-2-A-2：調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合 (単位：%)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	50	50	○
実績値	—	—	—	43.1	55.3	

(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

(注) 数値は、賦課事務（調査課分を除く。）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、調査関係事務に従事した日数のうち、主に大口・悪質な不正計算が想定される事案などを対象に行う実地調査に係る事務に従事した日数の占める割合です。

(目標値の設定の根拠)

大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量が投下されているかを測定する指標として、調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合を設定しています。目標値は、適正・公平な課税の実現の重要性を踏まえた上で、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

資料情報等の各種データ及びA I等の分析・活用により、大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者を的確に抽出し、深度ある調査を実施しました。

その結果、調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合は55.3%となり、目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

今後も、大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下するとともに、その他の納税者に対しては文書・電話等による簡易な接触により幅広く接触することで、税務コンプライアンスの維持・向上を目指します。

[主要]業1-4-1-2-A-3：調査関係事務の割合（調査課分） (単位：%)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	85	85	85	85	85	○
実績値	86.6	85.4	85.5	86.1	86.4	

(出所) 調査査察部調査課調

(注1) 数値は、賦課事務（調査課分）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 調査課は、調査課所管法人の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、85%としました。

測定指標（定量的な指標）

測定指標 (定量的な指標)	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、内部事務を効率化するなどにより、調査関係事務量を確保しました。こうした取組の結果、調査関係事務割合は86.4%となり、目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、令和4事務年度においては、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進するとともに、納税者の理解と協力の下、Web会議システム等を活用した調査を実施するなど、的確な調査事務運営に取り組みました。</p> <p>今後も、調査の重点化、Web会議システム等の積極的な活用及び税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組をはじめとした協力的手法の推進を通じて、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>						
	[主要]業1-4-1-2-A-4: 調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合(調査課分)(単位:%)						
	事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	—	—	—	80	80	△
実績値	—	—	—	75.1	79.7		
<p>(出所) 調査査察部調査課調</p> <p>(注) 数値は、賦課事務(調査課分)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、調査関係事務に従事した日数のうち、大口・悪質な不正計算や海外への所得移転、租税回避等が想定される事案を対象に行う深度ある調査に係る事務に従事した日数の占める割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量が投下されているかを測定する指標として、調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合を設定しています。目標値は、適正・公平な課税の実現の重要性を踏まえた上で、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>資料情報等の各種データ及びAI等の分析・活用により、大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者を的確に抽出し、深度ある調査を実施しました。</p> <p>結果的に目標値を下回ったものの、実績値と目標値との差が1%以下であったことから、達成度は「△」としました。</p> <p>今後も、大口・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、税務コンプライアンスの維持・向上を目指します。</p>							
測定指標 (定性的な指標)	業1-4-1-2-B-1: 効果的・効率的な調査事務運営の推進						
	目標	<p>大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては簡易な接触を幅広く実施することにより税務コンプライアンスの維持・向上を図るなど、最適な接触態様を選択し、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>限られた事務量の下、適正・公平な課税を実現していくためには、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては簡易な接触を幅広く実施し、バランスのとれた事務量配分に配慮するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うなど、効果的・効率的な調査事務運営の推進が重要です。目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています</p>				達成度	

測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を実施する一方、その他の納税者には簡易な接触を的確に実施し、税務コンプライアンス維持・向上を推進しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国税当局が保有する資料情報等の各種データ及びA I等の分析・活用による的確な選定等を通じ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しました。一方、文書・電話等により是正可能な納税者も的確に抽出した上で、簡易な接触により幅広く接触するなど、事案に応じた適切な接触態様を選択し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図りました。</p> <p>また、簡易な接触の実施に当たっては、業務センター室とも連携し、接触状況等の情報共有を図るなど、効率的な処理体制を構築し実施しました。</p> <p>このように、納税者に対し適切な接触態様を選択して接触し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を推進するよう取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上の観点も踏まえ、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組んでまいります。</p>	○
	業1-4-1-2-B-2：大法人の税務コンプライアンスの維持・向上		
	目標	<p>大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確に把握した上で経営責任者等と意見交換を実施するなど、各種取組を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 関係団体等における説明会を実施するとともに、大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を推進しました。</p> <p>また、本取組により得られた内部体制の整備状況等の情報を調査必要度の判定に活用することにより、税務リスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践し、税務調査の効率化と適正・公平な課税の実現に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であることから、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を行うなど、そ</p>	○	

	の充実に向けて取り組みました。 このように、大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に 向けた取組を推進したことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評定の理由	上記のとおり、測定指標「業1-4-1-2-A-1」及び「業1-4-1-2-A-4」は、達成度が「△」でしたが、それ以外の測定指標の達成度は「○」であったことから、「a 相当程度進展あり」としました。	

業1-4-1-2に係る参考情報

参考指標 1：税務調査等の件数及び追徴税額等 (単位：千件、億円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
調査等の件数	内236 832	内189 594	内69 634	内102 772	内152 847
非違があった件数	540	389	364	424	471
追徴税額	4,391	4,064	2,672	3,799	5,016

(出所) 課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

(注1) 「調査等の件数」の内書きは、個人課税課、資産課税課において、文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った簡易な接触を除いた件数です。

(注2) 調査課が実施した調査等を除きます。

(注3) 令和4年度は暫定値です。

なお、令和2年度の実績値「追徴税額」は、令和3事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 2：所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額 (単位：千円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得金額	1,481	1,829	12,569	13,367	12,091
追徴税額	196	262	2,241	2,559	2,195

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 令和4年度は暫定値です。

(注2) 令和2年度以降は、文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った簡易な接触を除いて算出しています。また、令和元年度における簡易な接触を除いて算出した金額は9,451千円となります。

参考指標 3：相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格及び追徴税額 (単位：千円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
課税価格	28,384	28,662	34,961	35,304	32,086
追徴税額	5,681	6,406	9,434	8,861	8,163

(出所) 課税部資産課税課調

(注1) 令和4年度は暫定値です。

(注2) 文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った簡易な接触を除いて算出しています。

参考指標 4：法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額 (単位：千円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得金額	5,451	6,202	10,667	9,481	7,902
追徴税額	1,142	1,358	2,311	2,200	1,908

(出所) 課税部法人課税課調

(注1) 令和4年度は暫定値です。

(注2) 文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った簡易な接触を除いて算出しています。

(注3) 調査課が実施した調査を除きます。

参考指標 5：消費税1件当たりの追徴税額 (単位：千円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
追徴税額	475	573	581	713	827

(出所) 課税部個人課税課、法人課税課調

(注1) 令和4年度は暫定値です。

(注2) 文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った簡易な接触を個人課税課は含んで、法人課税課は除いて算出しています。

(注3) 調査課が実施した調査を除きます。

参考指標 6：調査課所管法人に係る税務調査の件数及び追徴税額等 (単位：件、億円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
調査件数	2,422	2,088	1,166	1,106	1,561
非違があった件数	1,954	1,751	1,028	990	1,409
追徴税額	804	598	635	509	624

(出所) 調査査察部調査課調

(注) 令和4年度は暫定値です。

参考指標 7：簡易な接触件数 (単位：件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
接触件数	614,848	434,098	579,246	672,179	696,370

(出所) 課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

(注1) 令和4年度は暫定値です。

(注2) 簡易な接触件数とは、文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った件数です。

(注3) 数値は、業務センター室において実施した行政指導を含みますが、以下の数値は含まれていません。

- ・ 調査課が実施した簡易な接触
- ・ 源泉所得税及び消費税（個人）に係る簡易な接触

参考指標 8：税務に関するコーポレートガバナンスの評価結果が「良好」と判定された法人数 (単位：社)

事務年度	令和3年度	4年度
対象法人数	27	31

(出所) 調査査察部調査課調

(注) 令和4年度は暫定値です。

施策	業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-4-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応		
	目標	大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすこととなります。このような納税者に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、必要な日数を確保した上で積極的に調査を実施しました。 （目標の達成度の判定理由） 広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者で課税上問題があると見込まれる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を行いました。 また、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の活用を図ることなどにより、その把握に努めるとともに、調査の必要性が高いと認められる事案に対しては、時機を失することなく積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。 このように、大口・悪質な不正事案等に対して、必要な日数を確保した上で、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も、適正かつ公平な課税を実現するため、引き続き、内部事務の効率化を図り更なる調査事務量の確保に努めるとともに、積極的な調査の実施を目指します。	
[主要]業1-4-1-3-B-2：国際化や新分野の経済活動への的確な対応			
目標	国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、的確な調査等を行います。 また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。		達成度
	（目標の設定の根拠） 国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。		
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 取引実態の把握が困難な国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査を実施しました。 また、職員の国際課税等に係る調査能力の向上を図るため、研修の実施や調査指導を行いました。		○

実績及び目標の達成度の判定理由

（目標の達成度の判定理由）

国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調書や租税条約（用語集参照）等に基づく情報交換制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組み、厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。

特に、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避に対しては、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置した統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。

共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）（用語集参照）に基づき諸外国の税務当局から受領した日本人居住者の金融口座情報（CRS情報）については、国外送金等調書や国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報と併せて分析を行い、海外取引や海外保有資産を的確に把握しました。

その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を把握した場合には、積極的に調査等を実施しました。

富裕層への対応については、国外財産調書・財産債務調書などの各種法定資料やCRS情報などの租税条約等に基づく情報交換により得られる情報を積極的に分析・活用し、必要に応じて、複数税目の観点から、関係する個人・法人を含めて包括的に分析・検討しました。

その上で、必要に応じて連携調査を実施するなど組織横断的な調査体制を編成し、積極的に調査を実施しました。

また、移転価格税制（用語集参照）については、より効率的・効果的な執行の観点から事務運営の見直しを行い、的確な執行に取り組みました。

さらに、事前確認（用語集参照）については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議（用語集参照）部局の連携を緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。

デジタル化やその進展に伴い拡大するインターネット取引をはじめとした電子商取引やその他シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、資料情報の収集に取り組みました。

その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、積極的に調査等に取り組みました。

職員の調査能力の向上を図るため、国際課税に関しては、税務大学校において国際課税に関する法規などの研修や税目ごとの国際実務研修を実施したほか、税務署国際税務専門官による税務署職員への調査指導などを行いました。

デジタル化に関しては、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、これらの情報を積極的に提供するほか、専門的知識及び技術の習得に関する研修を実施するなどして、職員全体の能力向上を図りました。

このように、国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査等に取り組むとともに、職員の能力向上にも努めたことから、達成度は「○」としました。

今後も、国際化及びデジタル化の急速な進展に的確に対応するために、引き続き、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査等

		に取り組むとともに職員の調査能力の向上を図ります。	
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、社会・経済状況の変化に対応した調査等に一層的確に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業1-4-1-3に係る参考情報

参考指標 1：無申告事案の1件当たりの追徴税額（所得税・相続税・法人税・消費税） （単位：万円）

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
所得税	237	292	497	429	
相続税	897	1,321	1,293	1,570	
法人税	325	363	611	581	
消費税	個人	192	227	245	259
	法人	351	937	673	770

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）調査課が実施した調査を含みます。

（注2）令和4年度は暫定値です。

参考指標 2：消費税還付申告法人に対する追徴税額 （単位：億円）

事務年度	令和2年度	3年度	4年度
追徴税額	219	372	563
不正還付分	34	111	138

（出所）課税部法人課税課調

（注1）調査課が実施した調査を含みます。

（注2）令和4年度は暫定値です。

参考指標 3：富裕層に係る申告漏れ所得金額 （単位：億円）

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得金額	763	789	487	839	981

（出所）課税部個人課税課調

（注）令和4年度は暫定値です。

参考指標 4：海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税） （単位：億円）

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得金額	849	948	486	754	1,038

（出所）課税部個人課税課調

（注）令和4年度は暫定値です。

参考指標 5：海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税） （単位：億円）

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
課税価格	58	77	30	56	70

（出所）課税部資産課税課調

（注）令和4年度は暫定値です。

参考指標 6：海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税）

（単位：億円）

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得金額	6,968	2,411	1,530	1,611	2,259

（出所）課税部法人課税課、調査査察部調査課調

（注1）調査課が実施した調査を含みます。

（注2）令和4年度は暫定値です。

（注3）令和2年度の実績値「所得金額」は、令和3事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 7：シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に係る申告漏れ所得金額

（単位：億円）

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得金額	237	201	278	390

（出所）課税部個人課税課調

（注1）令和4年度は暫定値です。

（注2）令和元年度は、「インターネット取引を行っている個人に係る申告漏れ所得金額」です。

施策	業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施	
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-4-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	
	<p>目標</p> <p>社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案^{（注）}の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p> <p>（注）重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>（実績）</p> <p>査察制度の目的に鑑み、関係各部及び検察当局等と連携し、重点事案について積極的に取り組み、悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>関係各部及び検察当局等と連携し、消費税事案では、輸出物品販売場を営む法人が国内で仕入れた化粧品を外国人観光客に販売したように装い架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上した事案や、複数の法人がパワーストーンの仕入れがあったように装い架空の課税仕入れを計上した事案などの不正受還付事案を多数告発したほか、外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案、SNSを利用して多数の給与所得者に所得税の不正還付を指南していた事案など、社会的波及効果が高い事案を告発したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>しかしながら、近年においては、経済取引の国際化・ICT化等に伴い、脱税手段も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。</p> <p>そのような状況に対して、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック技術を活用した電磁</p>	○

		<p>的記録等の証拠保全及び解析や、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用により不正資金の解明を行うなどの確に対応しました。</p> <p>引き続き、社会的非難に値する悪質な脱税者へのより一層厳正・的確な査察調査に取り組んでまいります。</p>	
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>測定指標の達成度は「○」であったものの、査察を取り巻く厳しい環境の下、経済社会情勢の変化にも的確に対応し、悪質な脱税者に対してより一層厳正・的確な査察調査を実現する必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

業1-4-1-4に係る参考情報

参考指標 1：査察調査の件数等

(単位：件、億円)

会計年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
処理	件数	182	165	113	103	139
	脱税額	140	120	91	102	128
告発	件数	121	116	83	75	103
	脱税額	112	93	69	61	100

(出所) 報道発表資料 (令和5年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2023/sasatsu/r04_sasatsu.pdf)

参考指標 2：税目別告発事件の件数等

(単位：件、%)

会計年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得税	件数	14	17	8	9	19
	割合	12	15	10	12	18
法人税	件数	55	64	55	43	47
	割合	45	55	66	57	46
相続税	件数	1	0	0	0	2
	割合	1	0	0	0	2
消費税	件数	41	32	18	21	34
	割合	34	27	22	28	33
源泉 所得税	件数	10	3	2	2	1
	割合	8	3	2	3	1
合計	件数	121	116	83	75	103
	割合	100	100	100	100	100

(出所) 報道発表資料 (令和5年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2023/sasatsu/r04_sasatsu.pdf)

参考指標 3：税目別告発事件の1件当たりの脱税額

(単位：百万円)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得税	91	95	111	87	128
法人税	81	88	70	82	91
相続税	241	0	0	0	144
消費税	95	62	113	79	89
源泉所得税	130	19	92	61	22
1件当たり平均	92	80	83	81	97

(出所) 報道発表資料(令和5年6月 調査査察部査察課)及び調査査察部査察課調

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2023/sasatsu/r04_sasatsu.pdf)

参考指標 4：重点事案の告発件数

(単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
消費税事案	内16 41	内11 32	内9 18	内9 21	内16 34
無申告事案	18	27	13	16	15
国際事案	20	25	27	17	25

(出所) 報道発表資料(令和5年6月 調査査察部査察課)及び調査査察部査察課調

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2023/sasatsu/r04_sasatsu.pdf)

(注) 消費税事案の内書は、消費税受還付事案の件数を表示しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(業1-4-1-1：有効な資料情報の収集)

法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り組みます。

(業1-4-1-2：的確な調査事務の運営)

デジタル化・アウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みます。

(業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組)

大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。

また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。

(業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施)

現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし		
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート2023（令和5年6月国税庁）、令和4年度査察の概要（令和5年6月国税庁）		
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p>（業1-4-1-1：有効な資料情報の収集） 法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施しました。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り組みました。</p> <p>（業1-4-1-2：的確な調査事務の運営） デジタル化・アウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせることで実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みました。</p> <p>（業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組） 大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。 また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みました。</p> <p>（業1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施） 現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めました。</p>		
担当部局名	長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施時期	令和5年10月